

野田市畜産団体予防事業補助金交付
規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和4年9月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第51号

野田市畜産団体予防事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市畜産団体予防事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（別記第1号様式）」を削る。

第5条中「（別記第2号様式）」を削る。

第7条中「（別記第3号様式）」を削る。

第8条中「（別記第4号様式）」を削る。

第9条中「（別記第5号様式）」を削る。

第10条中「（別記第6号様式）」を削る。

第11条中「（別記第7号様式）」を削る。

第12条第1項中「（別記第8号様式）」を削る。

別表中「結核病、ブルセラ病」を「ブルセラ症、結核」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。